

<活動の様子>



堀江公民館での講座
(8月19日)



興居島
泊公民館
(10月25日)



北谷サロン
(2月7日)



東浜サロン
(2月27日)

東大栗町サロン (2月14日)

事業名 「そうだったのか！悪質商法被害未然防止の出前講座」

<目的>

昨年、一昨年と、松山市市民活動推進補助金をいただき、松山市内の高齢者を対象に出前講座「悪質商法被害未然防止」を25回(631人)開催しました。各会場では、切実な体験談も話していただき悪質商法のしたたかさを参加者で共有できました。また未然防止対策として、相談することの大切さについて事例を紹介しながら、行政などの公的相談機関の周知を啓発してまいりました。講座終了時にいただいたアンケートでも、「今後悪質商法に出会ったときには上手に対応できる」「内容を地域の知り合いに知らせたい」など一定の評価をいただきました。しかしながら、最近の蟹やおせち料理をめぐる販売トラブル、さらには東日本大震災への義援金詐欺など、時代を反映した巧妙な悪質商法被害は後を絶ちません。については、松山に事務所をおくNPO法人として、民間レベルでの消費者被害未然防止活動を、今年も継続して、地道に粘り強く取り組む必要があると考え、被害者として狙われやすい高齢者層への水平展開を重点的に実施してまいります。

<事業内容>

1. 高齢者への悪質商法被害未然防止啓発出前講座を10箇所計画する。受講者数を400人計画する。
2. 高齢者サロン、老人クラブ、などの地域の集いの中で開催し、同時に地域の世話役・協力員の方々の継続した悪質商法被害防止・チャネルを維持する。
3. 寸劇・紙芝居・替え歌・クイズなどを折り込んだ楽しみながら学ぶ講座を開催する。
4. 講師及びスタッフは、消費生活アドバイザーまたは消費生活相談員の有資格者により実施する。
5. 「悪質商法お断りキット」を配布し、各家庭で活用して頂く。・玄関貼付ステッカー・電話番号掲出カードなど
6. アンケート調査(被害情報収集の場合公的機関へ連絡)の実施。

<市民の参画や他団体との連携>

1. 松山市消費生活センターのご協力をお願いする。
2. 愛媛県悪質商法被害防止見守りネットワーク団体員として市内の加盟団体と連帯していく
3. 地域でお年寄りや障害者の支援活動をされている方々に開催協力をお願いする。
4. 開催後も相互に情報交換を実施することとする。

<市民に対するPR>

1. 松山市内公的機関窓口等でのチラシ周知を図る
2. 高齢者サロン等運営されている民生委員の方々に個別周知を図る
3. 報道機関ボランティア情報欄への投稿
4. タウン誌でんごんばん欄への投稿
5. CATVイベント案内に放送依頼
6. 当団体ホームページ、会報への掲載